

令和2年4月8日

組合員・利用者の皆様へ

東京あおば農業協同組合

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う当組合の対応について

実施期間：令和2年4月9日（木）～5月6日（水）

平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り誠にありがとうございます。

4月7日政府より緊急事態宣言が発令されたことを受け当組合は、地域の皆様方の健康・安全を最優先に新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むとともに、各事業につきましては下記の通り業務継続をさせていただくことを基本とし、組合員・ご利用者の皆様には当組合の対応についてご案内申し上げます。

### 《信用業務》

- 窓口営業時間：通常営業（9：00～15：00）とさせていただきます。
- ATMでのお取引についても、通常通りお取り扱いが可能です。
- 窓口業務の一部縮小を行う場合がありますので、お取引引きには今まで以上にお待たせする場合がございますが、ご理解ご協力をお願いいたします。
- 渉外担当者による集金業務については、自粛させていただきます。ただし、ご利用者の緊急性を要する場合は、各店舗にご連絡をお願いいたします。

### 《各地区アグリセンター・直売所・総合園芸センター》

- 営業時間：各店舗の通常開店時間より15：00まで（短縮営業）とさせていただきます。
- 配達業務につきましては、緊急性を考慮し必要最小限にさせていただきます。

### 《共済事業》

- 共済金の請求・事故受付・自賠責共済・継続契約等の事務は、原則通常通り行います。

尚、感染拡大防止のため、窓口において職員にマスクの着用をさせていただきます。

また、ご来店時には可能な限りマスクの着用をお願い申し上げます。

組合員・ご利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上